

# 資料編

# 1 防府市地域福祉推進協議会設置要綱

平成23年4月1日制定

(目的)

第1条 防府市における地域福祉施策の総合的かつ計画的な推進について、広く市民の意見を反映させるため、防府市地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 地域福祉施策に関する基本的な計画（以下「計画」という。）の策定及び見直しに関すること。

(2) 計画に基づく地域福祉施策の総合的な推進に関すること。

(3) その他地域福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉団体等関係者、市民及び行政関係者のうちから市長が委任する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(連絡会議)

第7条 協議会における専門的事項等について調査研究するため、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 2 防府市地域福祉推進協議会 委員名簿

No.	区 分	団 体 名 等	職名 (役職)	氏 名
1	学識経験者	山口県立大学社会福祉学部	教 授	草 平 武 志
2	〃	〃	准 教 授	長谷川 真 司
3	活動実践団体	右田地区社会福祉協議会	会 長	石 田 和 雄
4	〃	防府市自治会連合会	総 務	内 田 元 夫
5	〃	防府市民生委員児童委員協議会	会 長	山 崎 元
6	医療関係団体	一般社団法人 防府医師会	理 事	松 村 康 博
7	福祉・介護サービス 関係事業者	防府市地域包括支援センター	地域包括 ケア係長	齊 藤 直 子
8	〃	社会福祉法人 防府市社会福祉事業団	常務理事	佐 甲 裕 史
9	児童福祉関係団体	防府市子ども会育成連絡協議会	事務局長	松 永 小夜子
10	母子保健関係団体	防府市母子保健推進協議会	会 長	池 永 悦 子
11	高齢者福祉関係団体	防府市老人クラブ連合会	福祉部長	椎 木 一 紘
12	当事者団体	防府市障害福祉団体連合会	会 長	中 村 信 也
13	ボランティア団体	防府ボランティア連絡会	副 会 長	河 田 壽 郎
14	NPO 団体	特定非営利活動法人 市民活動さぽーとねっと	職 員	山 野 悦 子
15	企業等社会貢献活動 事業者	東山口信用金庫	総務課長	湯 面 伸 哉
16	教育関係者	防府市小学校長会	西浦小学 校長	廣 森 やす子
17	行政関係者	山口健康福祉センター	所 長	西 田 秀 樹
18	〃	防府公共職業安定所	総括職業 指導官	西 田 宏 江
19	社会福祉協議会	山口県社会福祉協議会	地域福祉 班長	山 本 彩
20	公募委員			大 下 一 人

【令和2年12月現在】

### 3 防府市地域福祉連絡会議設置要綱

平成23年4月1日制定

(設置)

第1条 防府市地域福祉推進協議会設置要綱第7条第2項の規定に基づき、防府市地域福祉連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 連絡会議の委員は、防府市職員のうち別表に掲げる職にある者及び防府市社会福祉協議会の事務局長とする。

2 連絡会議に会長を置く。

3 会長は、健康福祉部次長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第3条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議の会議は、必要に応じて会長がこれを招集する。

2 会議の議長は、会長がこれを務める。

3 会長は、必要と認めるときは、関係者の出席又は資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課及び防府市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別 表)

総 務 部	行 政 管 理 課 長
〃	防 災 危 機 管 理 課 長
〃	人 事 課 長
〃	財 政 課 長
総 合 政 策 部	政 策 推 進 課 長
〃	企 画 経 営 課 長
地 域 交 流 部	市 民 活 動 推 進 課 長
〃	文 化 ・ ス ポ ー ツ 課 長
生 活 環 境 部	生 活 安 全 課 長
〃	市 政 相 談 課 長
健 康 福 祉 部	障 害 福 祉 課 長
〃	高 齢 福 祉 課 長
〃	子 育 て 支 援 課 長
〃	健 康 増 進 課 長
〃	社 会 福 祉 課 長
産 業 振 興 部	商 工 振 興 課 長
土 木 都 市 建 設 部	都 市 計 画 課 長
〃	建 築 課 長
教 育 委 員 会 教 育 部	教 育 総 務 課 長
〃	学 校 教 育 課 長
〃	生 涯 学 習 課 長
消 防 本 部	消 防 総 務 課 長

## 4 地域福祉に関する法律や制度の動向

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告）
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 平成29年2月 社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律案）を国会に提出
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年12月 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する地域共生社会推進検討会（地域共生社会推進検討会）」最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出
- 6月 社会福祉法改正法案の可決・成立
- ※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

（概 要）

（1）「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の取組

①多機関の協働による包括的支援体制構築事業

複合的な課題を抱える者等に対する包括的な支援システムを構築するとともに、高齢者などのボランティア等を活用し、地域に必要とされる社会資源を創出する取組をモデル的に実施する。

②地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供

地域において、誰もが支え合う共生型社会を実現し、人口減少下における効率的で柔軟な事業運営を確保するため、まちづくりの一つのかたちとして、高齢、障害、児童等の福祉サービスを総合的に提供できる仕組みを推進する。

（2）「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）

○子供・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支えて側と受けて側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ育成等を推進する。

(3) 社会福祉法改正案（平成29年2月）

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

○地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

②この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

○地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備

○住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行なう体制

○主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

③地域福祉計画の充実

○市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。

(4)「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出

○包括的な支援体制の整備を推進するため、本指針は、その適切かつ有効な実施をはかるため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。

(5)「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ

①地域共生社会の理念

②福祉政策の新たなアプローチ

③市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

④市町村における包括的支援体制の整備促進のための基盤

(6) 社会福祉法等改正案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）（令和2年3月）

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、Ⅰ相談支援、Ⅱ参加支援、Ⅲ地域づくりに向けた支援を実施する事業を創設する。



## 5 計画の策定経過

月 日	項 目	主 な 内 容
令和元年 5月21日	令和元年度第1回防府市地域福祉連絡会議（以下、「連絡会議」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画の策定趣旨及び位置づけについて</li> <li>・計画策定のスケジュール（案）について</li> </ul>
6月22日	牟礼地区座談会 （牟礼公民館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牟礼地区社会福祉協議会 他</li> </ul>
7月10日	令和元年度第2回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画の体系（案）について</li> <li>・市民アンケート（案）について</li> </ul>
8月8日	令和元年度第1回防府市地域福祉推進協議会（以下、「協議会」と記載）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画の策定趣旨及び位置づけについて</li> <li>・第三次計画策定のスケジュール（案）について</li> <li>・市民アンケート（案）について</li> <li>・第三次計画の体系イメージについて</li> </ul>
8月29日	勝間地区座談会 （勝間公民館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勝間地区社会福祉協議会 他</li> </ul>
9月25日～ 10月25日	アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の市民 2,000 人に送付（無作為抽出）</li> </ul>
11月22日	向島地区座談会 （向島公民館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・向島地区社会福祉協議会 他</li> </ul>
令和2年 1月16日	西浦地区座談会 （西浦公民館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・西浦地区社会福祉協議会 他</li> </ul>
3月30日	令和元年度第3回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート結果について</li> <li>・第三次計画の骨子（案）について</li> </ul>
5月1日	令和2年度（第1回）協議会 【資料送付のみ】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民アンケート結果について</li> <li>・第三次計画体系図（案） 他</li> </ul>
7月6日	令和2年度第1回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会委員からの質問回答について</li> <li>・第三次計画中間素案について</li> </ul>
7月31日	令和2年度第1回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会委員からの質問回答について</li> <li>・第三次計画中間素案について</li> </ul>
9月18日	令和2年度第2回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画中間素案について</li> </ul>
10月2日	令和2年度第2回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画中間素案について</li> </ul>
10月30日	令和2年度第3回連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画素案について</li> </ul>
11月20日	令和2年度第3回協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三次計画素案について</li> </ul>

## 6 用語解説

### 【あ行】

**新たな住宅セーフティネット制度** 高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）が今後も増加する見込みであるが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にある。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用して、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給を促進することを目的に設立された制度。

エヌピーオー  
**NPO** (Non-Profit Organization) 営利を目的とせず、公益のために活動する民間組織。

### 【か行】

**ガイドヘルプ** 一人では外出できない視覚障害者や脳性まひなどの全身性障害者に付き添って、歩行の介助や誘導をする活動。

**協働** 住民・企業・行政など複数の主体が、それぞれの特性を認識し尊重し合い、資源を出し合いながら、対等な立場で、地域の課題解決など共通の目的に向け、連携・協力すること。

ケージュー  
**KJ法** カード化された多くの意見や気付きの中から関連するものをグループ化し、アイデアの展開や問題解決の糸口を探り出していくための手法。

**個人情報** 平成15年5月に公布された「個人情報の保護に関する法律」、いわゆる個人情報保護法では、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものと定義されている。

**コミュニティ・ソーシャル・ワーカー（CSW）** 地域に出向き、地域住民や専門職と協働し、地域での生活課題の発見や制度だけでは解決できない課題等への対応を行う専門職。

### 【さ行】

**サポートマーク** 内部障害・聴覚障害・発達障害・高次脳機能障害のある方、義足や人工関節を使用している方など「外見からは援助を必要としていることが分からない方」が、援助を得やすくなるよう、身に着けることで援助を必要としている事を示すマーク。

**自主防災組織** 地震等の災害に備え、自治会等の単位で、いざという時の連絡や役割の分担、防災訓練等、地域住民が主体となって防災活動を行う組織。

**市民活動支援センター** 防府市市民活動支援センターは、防府市における市民活動の促進支援及び活性化を図るために設置された施設で、ボランティア活動などの市民活動のきっかけ作りの場として、市民活動についての相談や活動団体・個人の登録、機関紙の発行や会議室の利用などの活動支援を行う。

**市民後見人** 弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた上、他人の後見等になることを希望して、家庭裁判所から選任された後見人。

**社会福祉協議会** 社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援等を行う。

**住宅確保要配慮者** 民間賃貸住宅に入居が制限されるなど、住宅を確保することを困難にする特別な事情を有する低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等。

**小地域福祉活動** 「福祉の輪づくり運動」の中で、「小地域」（自治会）単位で行われる活動。

**親族後見人** 配偶者、親子、兄弟姉妹、その他親族による後見人。

**生活関連事業者** 新聞配達や郵便、宅配、ガスや水道、電気の検針、介護事業者等、業務の中で各家庭を訪問する機会がある事業者。

**生活困窮者** 現在生活保護を受給していないが、生活保護に至る可能性がある人で、自立が見込まれる人。

**生活困窮者自立支援法** 生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として制定された法。平成 27 年 4 月施行。

**生活支援コーディネーター** 「地域支え合い推進員」とも言い、高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人。

**成年後見制度** 知的障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合には、それを取り消すことができるようにするなどによって、これらの人を不利益から守る制度。

**相談支援専門員** 障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成を行う。

**相談支援包括化推進員** 住民の身近な圏域において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止めるとともに、複合化・複雑化した課題への確に対応するための包括的・総合的な支援体制（包括的支援体制）を構築するために、各分野ごとの相談窓口の調整及びコーディネートを行う。

## 【た行】

**多文化共生** 国籍等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

**地域活動リーダー** 地域づくり活動を自らが考え、協働による取組を実践する人。

**地域共生社会** 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

**地域包括ケアシステム** 介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の五つのサービスを一体的に受けられる支援体制。

**地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）** 知的障害のある人、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会が市町村社会福祉協議会と協力して実施している事業。

（「地域福祉権利擁護事業」は、平成19年4月1日から「日常生活自立支援事業」という事業名称に変更されたが、山口県内では馴染みの深い「地域福祉権利擁護事業」という名称を引き続き使用する動きが多いことから、本計画でも「地域福祉権利擁護事業」という名称を使用している。

**地域連携ネットワーク** 全国どの地域においても必要な成年後見制度を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、権利擁護支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組。

**中核機関** 「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが地域の権利擁護（以下4つの機能）を果たすように主導する役割。また、専門職による専門的助言等の支援を確保する。【4つの機能】①広報、②相談、③制度利用促進（受任者調整(マッチング)）、担い手の育成・活動の促進、④後見人支援

**出前講座** 市内に在住の10人以上の団体・グループに対して、市の職員が講師となり皆さんのところへ出向き、市の取組や制度などについてお話するもので、「聞いて得するふるさと講座」として現在69のメニューがある。

## 【な行】

**ニッポン一億総活躍プラン** 女性も男性も、お年寄りも若者も、一度失敗を経験した方も、障害や難病のある方も、家庭で、職場で、地域で、あらゆる場で、誰もが活躍できる、いわば全員参加型の一億総活躍社会を実現するためのプラン。

## 【は行】

**パブリックコメント** 各種の市の計画策定において、事前に計画内容を公表して、広く住民から意見を募集し、計画への反映等により、その内容を考慮するとともに、意見に対する市の考え方などを公表する一連の手続き。

**バリアフリー** 障害のある人が社会生活を営む上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去を指していたが、現在では、障害の有無や年齢にかかわらず、人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

**避難行動要支援者** 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

**福祉員** 地域住民の中から選出され、市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者で、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりの実現を目指して、近隣住民や自治会長、民生委員・児童委員等と協力して、地域の生活課題を解決するための活動や福祉課題を抱える住民を支援する活動などを進める。

**福祉の輪づくり運動** 「困ったときにお互いが助け合える組織を地域につくろう」を合言葉に、地域住民を中心に保健・医療・福祉の関係者や様々な機関・団体が力を合わせて地域の福祉問題を解決していこうというもので、福祉のネットワークを全県に整備し、地域ぐるみの支援体制づくりを進める運動。

**プラットフォーム** だれでも気軽に立ち寄ることができる居場所、世代間交流の場であると共に、地域住民の困りごと相談にも対応できる交流拠点と相談の場。

**ふれあい・いきいきサロン** ひとり暮らしの高齢者等を対象としたサロンのことで、外出のきっかけづくりや交流、仲間づくりの場。現在、市内123か所。

**ヘルプマーク** 義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマーク。

**ボランティア** 一般的には、自発的で自由な意思に基づく個人の非営利的な社会参加活動又はその活動を行う個人。奉仕活動といった意味合いがあるため、無償で行われることが多いが、近年では有償での活動も多くみられる。

## 【ま行】

**まなぼら** 市生涯学習課、市社会福祉協議会、防府市市民活動支援センターの3機関が協働して発行しているボランティア・協働情報紙の名称。様々なイベント情報や市民活動団体・助成金情報等を掲載し、2か月ごとに発行。

**民生委員・児童委員** 民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された人で、児童福祉法に定める児童委員も兼ねており、地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者又は社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などの職務がある。

## 【や行】

**やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度** 身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする制度。

**友愛訪問グループ** 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会会長から委嘱を受けて、地域社会におけるあたたかい見守りを促進することを目的に、65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して訪問活動を実施するグループ。原則として、3人以上の成人で構成され、自治会ごとに設置。

**ユニバーサルデザイン** 高齢者や障害のある人を特別に対象とするのではなく、すべての人にとって使いやすいよう製品、環境、情報などをデザインするという考え方。

**要配慮者** 高齢者、障害者、乳幼児その他災害時に特に配慮を要する人。

